

月刊労務パー

ふとした疑問はここで解決！

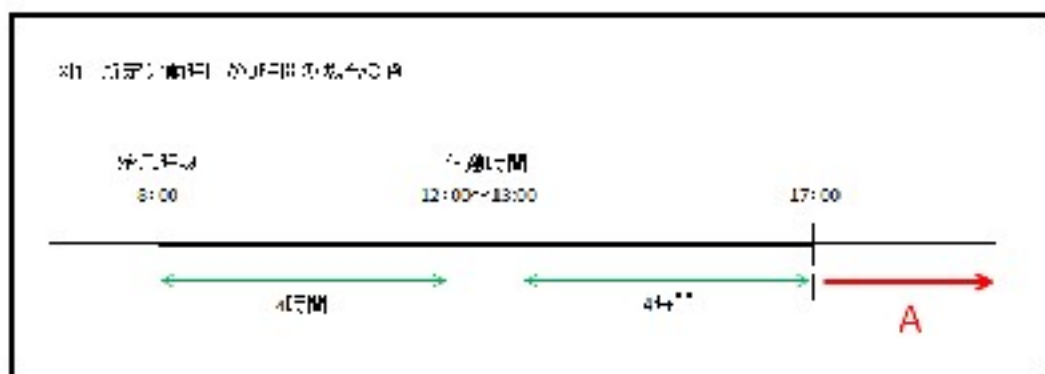
ご意見、ご感想、取り上げて欲しい内容等がありましたら下記メールアドレスまでご連絡お願い致します。

Vol. 37

使用者の重要な義務の一つ

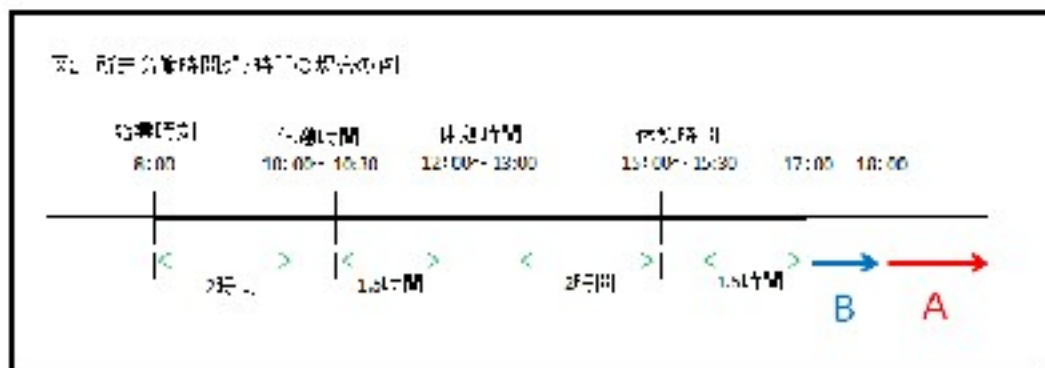
労働時間は適正に把握・管理されていますか？

労使間のトラブルの一つに「残業」に関するものがあります。残業による過労に起因する問題や、残業代の支払いに関する問題などその種類はさまざまですが、いずれの問題もそのままにしておくと、大きなトラブルに発展する可能性があります。厚生労働省の「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」には、使用者による労働時間の適正把握義務が記載されており、これが「労働時間」が「使用者の指揮命令下におかれていくかどうか」により判断される実態や使用者による安全配慮義務からいっても、労働者の労働時間を適正に把握し、管理する義務は使用者にあるという認識で間違いありません。会社が不用なトラブルに巻き込まれることがないように、自社の労働時間管理の実態を調査し、適正に把握できているかどうかを今一度見直して



みることを強くお勧めします。

「法定内残業」と「法定外残業」の違いは、「法定内」残業と「法定外」残業の違いに関する質問をたまに受けることがあります。この二つの言葉は法律で定められた用語ではありませんので、一般的に認識されている内容として説明致します。これらの言葉に示される「法定」とは労働基準法に規定するところの、1週40時間、1日8時間のことをいい、その範囲内の残業であれば「法定内残業」であり、範囲外であれば「法定外残業」となります。図1の例では、1日の所定労働時間が8時間であるので、最初から法定限度の時間が設定されていることから、所定労働時間を超えた「A」の時間に対する労働はすべて「法定外残業」となり、割増賃金支払の対象となります。一方、図2の1日の所定労働時間が7時間の場合の例だと、「B」の1時間は確かに残業ではありますが、1日の労働時間が8時間を超えていないので、当然に割増賃金の支



払義務が発生することはありません。この「B」の部分を「法定内残業」とし、契約で特に定めていない場合は、通常の賃金を支払えば足りるとされています。そして「A」の時間は8時間を超えた部分として当然に割増賃金の支払いの対象になります。

表1 所定労働時間・労働時間・日給額の算出

日	月	年	+	+	+
1	1	1	15	22	28
2	2	2	16	23	29
3	3	3	17	24	30
4	4	4	18	25	31
5	5	5	19	26	32
6	6	6	20	27	33
7	7	7	21	28	34
8	8	8	22	29	35
9	9	9	23	30	36
10	10	10	24	31	37
11	11	11	25	32	38
12	12	12	26	33	39
13	1	1	27	34	40
14	2	2	28	35	41
15	3	3	29	36	42
16	4	4	30	37	43
17	5	5	31	38	44
18	6	6	32	39	45
19	7	7	33	40	46
20	8	8	34	41	47
21	9	9	35	42	48
22	10	10	36	43	49
23	11	11	37	44	50
24	12	12	38	45	51
25	1	1	39	46	52
26	2	2	40	47	53
27	3	3	41	48	54
28	4	4	42	49	55
29	5	5	43	50	56
30	6	6	44	51	57
31	7	7	45	52	58

なので注意が必要です。図3（所定労働時間1日7時間、所定休日週1日）の例だと、40時間を超える2時間分は割増賃金支払いの対象になります。

★ (社会保険労務士 柴田 幸春)

労働保険申告書の送付について

6月に入ると労働局より労働保険の申告書が事業所様宛で郵送されます。到着後はなるべく早めに当事務所まで連絡下さいませようお願い致します。

申告・納付期限が7月10日となっておりますので、ご協力お願い致します。

所長の一言

厚生労働大臣が「年金支給開始年齢75歳」なる驚いた方も多かったろう。活字もその部分だけデカくすると退職から年金受給までどう生きるか不安になる。それほど年金制度は信用されていないのだ。実際は、65歳支給開始年齢を75歳までに繰り下げる選択ができるようにしたいと言っている。現に今も70歳まで繰り下げることができる。支給額が1月あたり0.7%増える。70歳から受給する選択をすれば42%増しの年金となる。年金制度は、人口推移などから財政を

再計算して5年ほどに見直しすることになっている。現在の65歳支給開始年齢を繰り下げる選択をするのは65歳以降も高収入のある方でしよう。繰り下げを選択してより高い年金をもらう高収入高齢者が多少増加して、何かの解決になるのでしょうか？

☆ (社会保険労務士 堀井 潤)

今年も始めます♪

初夏を感じさせるような気温が高い日が続く今日この頃。いよいよ始まりますよ！ ライブの季節が！

バンドを結成し早4年、バンドのチームワークも充実し、持ち曲も増え演奏の幅が広がり、昨年は8回のステージをこなし、充実した活動をすることができました。

今年は8月から本格的なステージをこなそうと決め、毎週日曜日には、「70年代のJ-POPS」の新曲を練習しています。ちなみに今練習しているのは、チューリップの名曲「青春の影」です。

財津和夫さんのキーはとて高く、男性ボーカル泣かせの楽曲でもあり、ようやくメロディーを覚えたところ。ピッチやリズムを習得するのは、7月になりそう…。おまけにバンドで「キーボード・ピアノ」の担当である私の妻は、分岐してまだ2ヶ月ということ。バンドへの復帰はしばらくできそうにありません…。今年のステージでは、ボーカルとキーボードの両方をこなすことになりました。ピアノの練習も同時進行なので、新曲の仕上がりに不安を感じています。

しかし、私のバンドの音楽をたくさんの方々に聴いていただきたいので、可能な限りステージをこなそうと思ひます。

ステージに立てない妻と息子？のためにも、心を込めて歌って弾きます。

機会があったら、聴きに来て下さいね♪

(佐々木 健)

ホームページURL **所長やスタッフのブログもあるよ!**
<http://www.horii-office.jp/index.html>

発行所 秋田市保戸野金砂町2-61 社会保険労務士法人 堀井事務所
 本部掲載の記事・写真などの著作権・配権を承じます。
 (C)社会保険労務士法人 堀井事務所 編集責任者 柴田 幸春

E-mail:h-office@js3.so-net.ne.jp
 TEL:018-863-7300 FAX:018-863-7303

